

令和元年度秋田県消費生活審議会 議事概要

1 日 時

令和2年2月6日（木） 午前10時～午前11時30分

2 場 所

秋田県議会棟 2階 特別会議室

3 出席者

(1) 委 員（敬称略）

塚本 祐文（会長）、近江 直人、佐藤 寿美、佐藤 長之、藤本 剛、
三浦 貴裕、水戸 コウ、吉田 萬里子（以上8名）

(2) オブザーバー（継承略）

恵美 元子（秋田市市民相談センター所長）

(3) 事務局

高橋 一也（生活環境部県民生活課長）、奥山 澄子（生活センター所長）、
佐藤 節子（県民生活課消費生活班長） ほか

4 議 事

(1) 行政報告

- ① 消費者行政の取組状況について
- ② 令和2年度消費生活の安全・安心に関する事業（案）について
- ③ 消費生活相談・消費者啓発の概要について
配布資料に沿って、事務局が説明を行った。

(2) 意見交換

○近江委員

法執行の状況について、特定商取引法はここ数年執行実績がなく、消費者安全法に基づく通知も実績がない。この通知は、生命・身体に対する被害が生じた場合に限らず、悪質商法などによる被害も通知対象になっているという認識だが、私たち弁護士の実感としてこのような被害は頻繁に起きているため、積極的に動いていただきたい。

また、特殊詐欺の被害者に高齢者が多いという説明があったが、その対策として様々な啓発活動を行うのは大事なことだが、啓発活動が届かない高齢者の被害を防ぐにはどうすればいいかという視点でも考えていただきたい。具体的には、

社会福祉協議会など見守り活動を行っている高齢者福祉の関係団体と、消費生活部門とが連携を深めていく必要がある。

昨年11月に開催した秋田弁護士会主催、日本弁護士連合会共催の「地域で防ごう！消費者被害 in 秋田」というシンポジウムで、社協や地域包括支援センターから実際の見守り活動について報告があった。消費生活部門の方も多数参加していたが、県民生活課もそういう視点が必要ではないか。

これに関連して、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会が県内ではまだ設置されていないが、他の都道府県では一つもないところは少なくなっている。法律上、個人情報保護という点で被害情報の共有が難しいところをクリアできる仕組みであり、県も各自治体も、設置に向けて動いてほしい。

○高橋課長

1点目については、現在、特商法で調査を進めている案件が2件ある。案件はないのが一番だし、職員のスキルという面もあるが、できる限り対応していきたい。

2点目については、私もシンポジウムに参加し、福祉部門との連携が効果的であることを実感した。福祉団体との連携はもちろんのこと、県警による高齢者宅を訪問する見守り活動の際にも、特殊詐欺について啓発していただくようお願いしているし、現在も行われているところである。

地域協議会については、秋田市が設置に向けて進めていると伺っている。そのような市町村への支援や、他の市町村への働きかけを続けていく。

○近江委員

令和2年度事業の消費生活相談員の研修に関連して、弁護士会が2か月に1度開催している情報・意見交換会で相談員と顔を合わせる機会があるが、世代交代もあり、新たに相談員になる方を継続して確保していかなければならないと思っている。今年度は県内で資格試験の合格者がいなかったと聞いたが、そうなのか。

○佐藤班長

そのように聞いている。

○近江委員

ベテランの方もいずれはやめる時が来る。新たに相談員になる方に対する研修などの支援も頑張っていく必要があると思うが、いかがか。

○高橋課長

スキルアップの前段階の人材確保や育成については取り組んでいないのが実情であり、どのようなことができるのか検討してまいりたい。

○佐藤委員

高齢者の特殊詐欺被害の防止に見守り活動との連携が重要だというのはまさにそのとおりで、普段から地域の様々な方との関わりの中で、啓発を行いながら、見守っているということを当事者に伝えていくのは非常に大事なことだと思う。

一方で、高齢になって判断能力が衰えていくのはやむを得ないが、そのために

成年後見制度があり、詐欺ではないにしても高額な商品の購入契約をしてしまった場合は取消権も行使できる。将来への備えとして、高齢者が自分を守る仕組みも消費者教育に盛り込むことが、長い目で見るときには被害の防止につながると考える。

○高橋課長

福祉部門と情報共有し、どのような形で消費者教育に盛り込めるのか、どのような協力ができるのかを話し合いながら進めていきたい。

○近江委員

高齢者が訪問販売や電話勧誘販売などの不適切な契約で被害に遭う事案への対策について、県の条例で対応している部分もあるが、例えば、特定商取引法改正で規制された訪問購入、押し買いの部分は、条例による不当な取引方法の告示が改正されずに積み残しになっているのではないか。条例改正となると大変だが、基本的に知事が行う形の告示の改正に取り組む予定はあるのか、お聞きしたい。

○高橋課長

法改正に従って直す部分は直していると認識しているが、検討した段階で、条例や告示として馴染まないという判断があったのかもしれないため、確認したい。

○近江委員

いくつかの自治体が訪問購入について条例や告示の改正を行っている。参考にしていきたい。

○藤本委員

第2次秋田県消費者教育推進計画案では、若年者への消費者教育の充実にかなり重点を置いているように見受けられ、非常に楽しみだ。ゼミの研究課題で食品ロスの問題やSDGsに取り組むなど、学生たちの関心は低くないし、数年前に消費者教育に関するパンフレットを配布した際にも反響があった。

小・中・高等学校や大学等で、どのような取組が行われているかお聞きしたい。

○高橋課長

全ての小学生に啓発冊子を配布しており、来年度からは全中学生にも配布する。高校生には「社会への扉」という教材を配布し、より実践的な授業を行うため、今年度から家庭科の先生を対象にした研修を実施しており、来年度も継続する。大学については、金融広報委員会と連携し、秋田大学でリテラシー講座を開催してきたところであり、来年度は県立大学で県主催のセミナーを開催する予定である。

○藤本委員

秋田大学ではかなり積極的に取り組まれていると思うが、その講座はカリキュラムに組み込まれているのか。

○高橋課長

単位認定されている。

○藤本委員

私は、私立の大学の授業で国民年金事務所の年金セミナーを活用している。大学のカリキュラムも混み合っていて、カリキュラム以外で消費者教育に関する講座を開くのは時間的にもきついし、単位にならないと学生が集まらないこともあって、授業に組み込んでいる。既に様々な取組が行われていると伺ったので、私たちが協力して積極的に取り組んでいきたい。

○高橋課長

効果的な方法を教えていただいたので、大学関係者とも話し合いながら進めていく。

○近江委員

私が関与している「秋田なまはげの会」という多重債務被害者の会では、去年、会に関わる弁護士が講師となり、秋田大学の授業の中で成年年齢引下げに関する講座を開催した。学生が130人ほど集まり一生懸命聞いてくれたため、カリキュラムに組み込むことは大事だと思う。

小・中学校、高校の先生はやることがたくさんあって大変だと思うが、それに対する支援や対策として、例えば、外部講師の活用などは行われているのか。

○奥山所長

中学校・高校には、翌年度のカリキュラムが決まる頃に出前講座の案内をしている。成年年齢引下げという問題の重要性も考慮し、時間を設けていただきたいとPRしているところである。

○塚本会長

出前講座の実績はどれくらいか。

○奥山所長

資料17ページの教育支援講座の欄に記載している。特に高校の場合は卒業後に社会に出る生徒が多いため、年度末にかけて申込みが増えてきている。

○塚本会長

実績は減少傾向にあるようだが、増やすための対策は考えているか。

○奥山所長

生活センターでは、出前講座のほかに外部講師を招いた消費者問題講演会も開催していて、市町村や生命保険会社、財務事務所など各所でも同様の講座等を実施しているため、選択の幅は広がっていると思う。

○塚本会長

生徒が話を聞く機会自体は増えているということか。

○高橋課長

統計をとっているわけではないが、肌感覚では、民間企業でもCSR等で学校にアプローチすることが多くなっており、外部の専門家の選択肢は広がっている。

○三浦委員

生協では、2018年にSDGsへの貢献を宣言し、取組を始めている。SDGs

には17の目標があり、多岐にわたる項目の中で、県民一人ひとりが取り組めることは必ずある。組合員に対する学習会やセミナーでも非常に反応が良く、貧困や環境、不平等、健康、フェアトレードなど、日々の生活とのつながりも大きい。

ところが、環境問題を例にとれば、レジ袋の有料化に注目が集まり、プラスチック使用量削減の動きは少ないという状況がある。自然環境や海洋汚染の問題も含め、小学生から大学生までに対する教育の場面を増やしていくことが将来につながるのではないかと。

また、多重債務問題に関連して、組合員は比較的高齢の方が主体で、店舗でのキャッシュレスの利用率は2割前後。昨年10月から国のポイント還元事業が始まったが、多重債務問題が騒がれた頃の記憶がある組合員は、使った金額をリアルタイムで確認できないクレジットカードは還元があっても使わない。国際的に現金を使わない方向にシフトしているが、国の意図とは違う方向になっている。スマホアプリもチャージして利用するのが主体だったが、後払い型が出てきて若者が飛びつくなど、心配なことが多い。

高齢化が進み、一人暮らしが増えていく中、かつては向こう三軒両隣で会話できた小さなコミュニティーが失われていくのを、我々生協でさえ体感している。

これらのことを踏まえると、多重債務問題は今あまり大きくなってはいないが、若年者や高齢者に対する取組がもう少しあってもいいのではないかと。

○高橋課長

レジ袋削減は東京オリンピックに向けて象徴的に進められているが、プラスチック排出量に占める割合は大きくないことから、環境教育を所管する温暖化対策課が、プラスチック製品自体を削減するための啓発を積極的に行っていく。

多重債務防止については、キャッシュレス決済が推進され、今後マイナンバーカードを活用したポイント付与も予定されている中で、いわゆる家計管理がきちんとできるのか、新たな多重債務を生むことがないのかという視点が少し足りないかもしれない。消費生活部門として、しっかり対応していく。

○佐藤委員

SDGsには、企業としても当然取り組んでいかなければならないと思っている。先日のスーパーマーケットの会合で、来年度から小学校の教科書にSDGsが出てくるという情報があった。環境問題は多岐にわたっており、高い意識を持って一つずつ取り組んでいく必要がある。消費者教育推進計画にも記載されており、若年層を含めてしっかり伝えていっていただきたい。

○塚本会長

大体意見が集約されたようなので、これで意見交換を終えたい。県においては、本日いただいた御意見、御提言を今後の施策に十分御配慮いただくとともに、消費者行政の推進に今後一層の御尽力をお願いする。委員の皆様には、会議の進行に御協力いただき感謝申し上げます。